

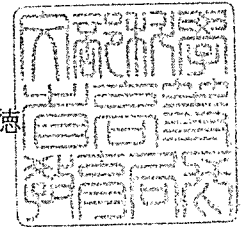


文科高第1331号
平成31年3月29日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成31年文部科学省令第2号）が平成31年1月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成30年11月の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」における提言等を踏まえ、リカレント教育に対する社会的ニーズの高まりに答えるため、大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）における履修証明制度の最低時間数を短縮するものです。

省令改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

また、各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、専修学校を置く国立大学長におかれ

ては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては、所管の専修学校に対して、下記について周知いただくようお願いいたします。

なお、履修証明制度については、平成 31 年度中を目途に更なる制度改正を予定していることを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 164 条第 2 項において、履修証明制度の総時間数の下限について「百二十時間以上」と規定されているところ、これを「六十時間以上」に改めること。

第 2 留意事項

- 1 大学等における履修証明制度の実施に当たっては、引き続き、平成 20 年 1 月 23 日付け文部科学事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）」【本通知別添 2】の別添 2「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」を参照すること。
- 2 今回の改正により、総時間数が 60 時間以上 120 時間未満の講習又は授業科目についても新たに履修証明プログラムとして開設することが可能となるが、それらの特別の課程についても、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。また、履修証明プログラムを開設する大学等においては、特別の課程の体系性の確保のために、その編成や教育方法等について一層の工夫が望まれること。

第 3 施行期日等

本通知に係る省令については、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。なお、改正後の学校教育法施行規則第 164 条第 2 項の規定は、この省令の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用されるものであること。

本件担当

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03-(5253)4111 (内線3338)

(別添 1)

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条（第二百二十三条及び第三百三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月三十日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項中「百二十時間」を「六十時間」に改める。

附 則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の学校教育法施行規則第六十四条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用する。

19文科初第1074号
平成20年1月23日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
国立教育政策研究所長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長

殿

文部科学事務次官
錢谷 眞美

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）
（抄）

先の第166回国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）」（以下「改正法」という。）の改正の概要等については、既に平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知（文科初第536号）により通知したところですが、このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第362号）」が平成19年12月12日に公布され、改正法は同月26日に施行されました。なお、改正法附則第1条により、副校長、主幹教諭及び指導教諭（以下「副校長等」という。）の職の設置に関する事項については、平成20年4月1日に施行されることとなります。

また、改正法の施行に伴い、関係する以下の政省令等について所要の整備を行ったところです（【 】内は公布日）。

- ①学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第363号）【平成19年12月12日】
- ②学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成19年文部科学省令第40号）【平成19年12月25日】
- ③歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省・厚生労働省令第2号）【同上】
- ④学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成19年文部科学省告示第146号）【同上】
- ⑤就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第2号）【同上】
- ⑥地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示（平成19年総務省・文部科学省告示第1号）【平成19年12月21日】

これら政省令等の施行は、改正法と同様、副校長等の職の設置に関する事項については平成20年4月1日から、その他については平成19年12月26日からとなります。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法及び改正した政令、省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

(※以下「大学等の履修証明制度」関係を抜粋)

第2 省令改正の概要

改正法により、学校教育法に規定する学校種の順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、「学校教育法施行規則」をはじめとする文部科学省関係省令及び「歯科衛生士学校養成所指定規則」等の文部科学省・厚生労働省令についても、このことを踏まえた整理を行ったほか、大要以下のような改正を行ったこと。

1 学校教育法施行規則の一部改正の概要

(4) 大学における履修証明に関する事項

- ① 大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）は、学校教育法第105条に規定する特別の課程の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。こと。（第164条第1項）
- ② 特別の課程の総時間数は、120時間以上とすること。（第164条第2項）
- ③ 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。こと。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者でなければならないものとする。こと。（第164条第3項）
- ④ 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによるものとする。こと。（第164条第4項）
- ⑤ 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。こと。（第164条第5項）
- ⑥ 大学は、学校教育法第105条に規定する証明書に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。こと。（第164条第6項）
- ⑦ 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならないものとする。こと。（第164条第7項）

(5) 高等専門学校における履修証明に関する事項

高等専門学校における履修証明については、上記(4)の大学における履修証明に関する規定を準用することとし、必要な読み替えを行ったこと。（第179条）

(6) 専修学校の専門課程における履修証明に関する事項

専修学校の専門課程における履修証明については、上記(4)の大学における履修証明に関する規定を準用することとし、必要な読み替えを行ったこと。（第189条）

2 学校教育法施行規則の一部改正に関する留意事項

(2) 大学等における履修証明に関する事項

大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程における履修証明制度の実施に当たっては、別添2「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」を参照すること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/07051401/004.htm

(ホーム>政策関連情報>国会提出法律>第166回国会における文部科学省成立法律>学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行に伴う関係政令・省令・告示の整備)

本件担当： 文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室(内線：2939) 高等教育局 大学振興課(内線：2493) 専門教育課(内線：2501) 電話：03-5253-4111(代表)
--

大学等における履修証明制度に関する留意事項について

1. 大学が履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）は、社会人等の学生以外の者を対象として開設するものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して単位を授与するものではないことに留意すること。なお、履修証明プログラムの中に大学が学生を対象として開設する授業科目が含まれている場合には、大学設置基準第31条第1項の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能であること。
2. 今回の改正は、大学における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供を一層促進するため制度上の位置付けをしたものであり、今後とも、これまで各大学が実施してきた類似の取組を制約するものではないこと。一方、改正法施行後に学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に基づき編成された特別の課程については、これを修了した者に交付される履修証明書を学校教育法に基づくものとして位置付け、証明書にその旨を記載することが可能であること。
3. 大学における履修証明は、大学の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、履修証明プログラムの目的、分野、内容、修了要件については各大学において適切に設定されるべきものであること。
4. 大学が履修証明を行うに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は原則として不要であること。なお、履修証明を行うことについて学則への記載は必須でないこと。
一方、上記通知第2の1(4)⑤にあるとおり、履修証明に関し必要な事項をあらかじめ公表することが必要であること。なお、公表の方法としては、大学が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。
5. 上記通知第2の1(4)①にあるとおり、特別の課程は体系的に編成することとされており、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけではなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。
6. 特別の課程の総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれらの一部の実時間数を合計したものであること。このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準に規定する面接授業、メディアを利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していないこと。
7. 特別の課程の履修資格は、大学入学資格を有する者のうちから各大学が定めることとしており、高等学校を卒業していなくても、高等学校卒業程度認定試験の合格や各大学による個別の入学資格審査の合格等の方法により、履修資格を得ることが

可能であること。また、大学院が開設する特別の課程の履修資格は、大学院入学資格を有する者のうちから各大学院が定めることを想定していること。

8. 履修証明書の記載内容については、上記通知第2の1(4)⑥の他、別添3の様式例を参照されたいこと。また、履修証明書の署名は、学長名の他、履修証明を実施する体制等に応じ、例えば学部長名や研究科長名等とすることも想定されること。

9. 特別の課程の編成等を行うために整備すべき必要な体制としては、履修証明に関する学内委員会等を設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、例えば、大学の生涯学習センター等の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、履修証明プログラムの内容等に応じて各大学の判断により適切な体制を整備されたいこと。

また、必要な体制の整備に当たっては、履修証明プログラムが大学の教育活動の一環であることに鑑み、大学設置基準第7条第2項の規定に準じて行うことが求められること。

10. 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目の担当は、実施主体である大学の教員として位置付けられた者が、当該講習又は授業科目の実施計画を作成し、自ら講習等を実施し、履修者の成績評価を行うことが想定されているが、これらを補助する者として、例えば学外から講師を招聘することは可能であること。

11. 履修証明プログラムを実施するために固有に必要な教員数や校地・校舎面積の基準は定めていないが、履修証明プログラムを開設することにより学位課程の教育に支障があってはならず、平成20年4月1日から施行される「大学設置基準の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）」による改正後の大学設置基準第31条第3項及び第4項の規定により、学生以外の者を相当数受け入れる場合には、相当の専任教員や校地・校舎面積を増加するとともに、1クラス当たりの人数は教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする必要があることに留意すること。（平成19年7月31日付け19文科高第281号文部科学省高等教育局長通知を参照。）

12. 履修証明プログラムの修了者から履修証明書の再交付を求められた場合等に対応できるよう、学位課程の学籍に関する記録に相当するものを作成しておくことが求められること。その保存期間については、学校教育法施行規則第28条第2項の規定に準じて取り扱うことが望まれること。

13. 高等専門学校及び専修学校の専門課程における履修証明については、上記1～12に準じて取り扱うものとする。

履 修 証 明 書

氏 名
年 月 日 生

学校教育法第百五条の規定に基づき、本学
所定の〇〇プログラム（計〇〇時間）を修め
たことをここに証する。

プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材（能力）を養成することを目的とし、（〇〇と連携して）〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

平成 年 月 日

〇〇大学（長）

印

（注）表面に記載できない場合は、裏面に記載する。また、各種資格の取得に結びつくような場合は、その旨を付記する。